岩手県告示第748号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成26年10月16日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐野架設
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第15地割83番地41
 - ウ 代表者の氏名 佐野實
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-21) 第7468号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年10月15日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第 1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成26年10月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 阿部建築
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市福岡字中村57番地5
 - ウ 代表者の氏名 阿部裕幸
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-24) 第9087号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年10月7日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成26年10月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 スズキハウス有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町日詰字朝日田96番12号
 - ウ 代表者の氏名 鈴木幸夫
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-21) 第20033号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年10月8日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装 仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。